

業務指示書

フィリピン国債券市場育成にかかる基礎情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月9日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 槙田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月14日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融セクターにおける各種調査業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／金融）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：債券市場育成における各種業務経験

2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

機材費
現地再委託費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.2239 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.43 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：
～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／金融

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月4日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
フィリピン国債券市場育成にかかる基礎情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(60.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／金融	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(24.00)
カ) 類似業務の経験	—	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	5.00
コ) その他学位、資格等	—	3.00
③体制、プレゼンテーション	()	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンにおいてはインフラプロジェクトへのファイナンスが一定程度進んでいるが、その主な内容は潤沢な流動性を持つ銀行部門からの貸付となっている。結果、2016年6月末時点の主要9行からのインフラプロジェクトへの貸付は3,092億フィリピンペソ（約7,000億円）と、これら9行の貸出残高の6.3%、資本の30.4%までつみあがっている。これらインフラプロジェクトへの貸付について、約90%は5-15年のマチュリティと資金調達とのミスマッチを起こしており、また、73.4%が電力部門に集中している等、業種に関し与信ポートフォリオの偏りもみられる。銀行部門におけるエクスポートジャヤーの積み上がりに鑑みると、今後もプロジェクトへのファイナンスを銀行融資のみに頼ることは必ずしも持続的ではなく、プロジェクトボンドを発行することにより銀行のバランスシートからこれら貸付資産を切り離すことによってプロジェクト投資の増加と銀行部門の安定化が図られると考えられる。更に、プロジェクトファイナンスにおけるストラクチャーの面では、Special Purpose Vehicle (SPV)向けの資産をSingle Borrower's Limit（大口信用供与の一社制限）とどうバランスを取るかという課題が、銀行経営の健全性を維持すべく銀行監督を行う視点から重要といえる。

また、中間所得者層の増加から、銀行部門では住宅・自動車貸付が増加しており、全貸付残高に占める不動産関連事業の割合は14年6月の15.8%から16年4月の17.1%、個人向け自動車貸付は同2.4%から同3.5%に増加している。こういった貸付の増加に対し、与信集中を避け、貸付余地を作るために、銀行部門からは資産担保証券(ABS)発行が求められているが、フィリピンにおいてはABS発行実績が乏しく、証券取引委員会・中央銀行といった規制当局の審査・監督能力の不足からも発行が進んでいない。

更にプロジェクトボンド、ABSの導入が遅れる一因として、格付機関の能力及び格付機関への監督能力の低さもあげられる。フィリピンにおいて格付機関は実質的に一組織しか存在せず、これまでほぼ企業格付のみを実施していたため実績に乏しい。また証券取引委員会においても格付機関への十分な監督が行えているとは言えず、今後国債・社債以外の商品が増加した際に市場から信頼される格付が行われるかは疑問が残る。

足元ではフィリピン当局がADB・米国と協働することで国債のイールドカーブが確立され始めており、今後は金利が市場原理で決定されることが期待される。これまでフィリピン債券市場では、国債の発行が主であり社債発行が徐々に見られるようになっているが、上述のプロジェクトボンドやABSの発行により、フィリピン債券市場の更なる発展が期待される。

本調査は、上述の状況を踏まえ、フィリピン国債券市場育成におけるボトルネックを調査するもの。特にフィリピン政府から問題意識の共有を受けていたるプロジェクトボンド、ABS、格付機関監督について重点的に情報収集を行うことにより、今後の債券市場発展に必要となる事項を明らかにする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

- 1) フィリピンにおいて、特にプロジェクトボンドやABS発行に焦点を当てな

がら、債券市場育成にかかる課題・阻害要因の洗い出しをする。

- 2) 格付機関監督にかかる課題の洗い出しと日本等の事例紹介をする。及びプロジェクトボンドやABSの格付手法を紹介する。

(2) 期待される成果

- 1) 本調査結果についてフィリピン政府と協議することにより、本調査の結果が先方政府の債券市場育成計画策定の参考とされる。
- 2) 十分な広報戦略により、フィリピンの幅広いステークホルダーに本調査が周知される。

(3) 対象地域

マニラ首都圏及びその周辺地域

(4) 関係官庁・機関

主管官庁：証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）

関係機関：中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP）

財務省（Department of Finance: DOF）

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査（2017年度）
- 2) フィリピン国包括的PPP能力強化プロジェクト（2016年度）

3. 業務の目的

本業務は、フィリピン債券市場育成に係る情報を収集するとともに、特にプロジェクトボンド・ABS発行、および格付システムにおける課題を整理・分析し、それらを踏まえた債券市場育成のロードマップを作成することを目的として実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) フィリピン政府における金融資本市場育成計画を確認し、それを最大限生かした分析となるよう心掛ける。

(2) フィリピン側のメインカウンターパートである、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）に加え、調査時には中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas: BSP）や財務省（Department of Finance: DOF）との協力も必要となることが想定されるため、上述の3組織と適時適切に情報共有を行うとともに、今後の開発方針について共通の認識を醸成するよう留意する。

(3) 各組織の高いレベルでビジョンの共有を行うのみでなく、関係各機関の実務レベル（課長級を想定）、加えて民間金融機関とも十分な議論をすることにより幅広いステークホルダーの想定する事象を十分に取り込み、債券市場育成に向けた今後の

ステップを提案する。

(4) 6. (3) 2) にある通り、11月（あるいは、2018年第一四半期）にマニラで予定されている Association of Credit Rating Agencies in Asia (ACRAA) 主催のセミナーにおいて本調査での分析結果を共有することを想定している。ACRAAには5月時点での機関からセミナー開催にかかる頭出しを行い、前向きな回答を得ている。調査開始時には早急にACRAAと連絡を取り調整を始めること。機関が適切と認める場合には、本調査の結果をより広く関係者に共有できるよう、同セミナーを機関とACRAAの共催とする。

(5) 6. 業務の内容においては、フィリピン政府、民間関係機関へのヒアリングにおいて今後の債券市場育成に必要と考えられたプロジェクトボンドやABS、債券市場育成の課題と認識された格付制度を主眼としているが、調査の過程で追加検討すべき事項が発見された際には分析の対象に含める。

6. 業務の内容

(1) 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

SEC の Capital Market Development Plan といった政府の開発方針に加え、ADB のプログラムローン等のドナーの支援状況についても情報を整理・分析する。さらに現状 Website で入手可能な関連する法律、SEC や BSP 等の規制監督ルールについて事前に収集し内容を十分に把握する。また、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。加えて、現地で収集する必要がある資料・情報をリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを機関・実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

(2) フィリピン債券市場育成を巡る現状の把握及び分析

1) プロジェクトリスクベースファイナンス

フィリピンにおけるプロジェクトリスクベースファイナンス、特に PPP インフラプロジェクトのフレームワーク、過去の実績と現状をレビューする。個別の論点としては BOT 法及び適用の現状、外資や土地利用に関する規制、セクターリスクプロファイル、他国と比較した政府支援の状況、リスクカテゴリー、担保や保証の状況、インフラボンドへの需要と供給等を想定している。なお、本項については先行する「フィリピン国包括的 PPP 能力強化プロジェクト」において相当程度情報収集が行われているため、同プロジェクトで収集された情報を最大限活用し、追加的な調査は最小限にとどめることとする。

2) ABS

フィリピンにおける ABS のフレームワーク、過去の実績と現状をレビューする。またフィリピンにおける ABS の需要と供給について分析する。

3) 金融セクターにおけるプロジェクトリスク融資、ボンドおよび ABS 促進の阻害要因の分析とその課題

3) - 1 銀行セクター

3) - 1-1 プロジェクトリスク融資および投資の現状と阻害要因およびその課題（資金調達、リスク分析および監理、資産選択選好等の側面から 3）

- 1-2 ABS 向け投資、保有およびアレンジ業務推進の阻害要因およびその課題

3) - 1-3 銀行監督規制の現状とその課題

3) - 2 債券市場

3) - 2-1 国債、社債、および私募債発行および取引におけるインフラとその課題（法律、監督規制および規則、金利および価格の決定、金融仲介業、決済インフラ、ファンド設立、投資家育成等）なお、本項については、AsiaBondsOnline 等において相当程度情報収集が行われているため、既存の媒体で収集された情報を最大限活用し、追加的な調査は最小限にとどめることとする。

3) - 2-2 プロジェクトリスクボンド発行および取引におけるインフラとその課題（詳細項目については 3) - 2-1 に同じ）

3) - 2-3 ABS 発行および取引におけるインフラとその課題（詳細項目については 3) - 2-1 に同じ）

3) - 2-4 政府系企業及び公共インフラ（電力、水道、下水、道路等）に関するプロジェクトリスク融資、ボンド発行における実績、阻害要因およびその課題

4) 格付制度・格付監督

フィリピンにおける格付制度改善のため、SEC から格付機関に対する現状の格付機関認証・監督制度を確認する。また、現在のフィリピンの格付実績として、地場格付機関（Philrating を想定）の格付実績について分析する。さらに他国におけるプロジェクトボンド、ABS を含む格付付与に関する主要な分析事項や格付機関への規制と比較することにより、どのような格付制度、格付機関承認・監督制度が望ましいか分析する。フィリピンにおいては格付が AAA と AA に集中していることを踏まえ、他国においては各格付がどのような位置づけとなっているか、金利やデフォルト率等から分析し、フィリピン政府及び関係者に紹介する。加えて、世界的な格付機関によるプロジェクトボンド、ABS の格付手法と格付の際の視点についてフィリピン政府及び関係者に紹介する。

5) 債券市場育成全般に係る課題

上述の 1) から 4) に加え、以下の点について確認・検討を行う

- Single Borrower's Limit

現在の法律上、SPV や Ring Fencing Structure を、関連会社の Single Borrower's Limit の対象外とすることに疑惑が呈されており、法的な確認が必要と考えられる。また、プロジェクトボンド発行と Single Borrower's Limit の関係について整理する。

- フィリピン証券取引所（PSE）のフィリピン債券取引所（PDEx）買収 PSE が PDEx を買収する方向で調整が進んでいるため、この見通し及び将来的な影響について分析する。

- プロジェクトファイナンス/ボンドにおける事例紹介

プロジェクトファイナンス/ボンドの適用について、グリーンフィールド

/ブラウンフィールドといったファイナンスのタイミング、プロジェクトリスクに応じた必要不可欠あるいは最適な構成のコベナンツ、プロジェクトファイナンスは中央および地方政府の政策変更にどのように対応すべきか、プロジェクトファイナンスにおけるゼロクーポンボンドや元本減少型ボンド（Amortization Bond）の可能性等について、他国の事例を紹介しながら適切な形態を提案する。

（3）プログレスレポートの作成

- 1) (1) (2) の調査・分析結果をとりまとめ、インフラボンドや ABS 発行にかかる課題と阻害要因を検討する。銀行部門においては、プロジェクトベースでの貸付や投資、ポートフォリオ選好、リスク分析、ABS の保有状況、銀行監督・規制の現状について分析する。債券市場においては国債・社債市場の制度、私募債、プロジェクトボンド、ABS、格付制度、債券のトラックレコードについて分析する。分析結果を基にプログレスレポートを作成する。
- 2) プログレスレポートでの分析を踏まえ、11 月に当地で予定されている ACRAA 主催のセミナーにおいて、特に格付制度・監督に関する調査の進捗を、広く関係者に報告する。

（4）フィリピン関係者を本邦に招いた協議

債券市場育成にかかる本邦の知的リソースとして、金融庁、財務省、格付機関、証券取引所、本邦金融機関等、非常に多岐にわたる関係機関が想定される。フィリピン関係者がこれら関係機関と協議することで気付きを得ながら、自国の債券市場育成における課題を抽出しアクションプランを策定することが望ましく、これら関係機関と効率よく面談するため、フィリピン関係者（5-10 名程度）を本邦に招き、関係機関と面談することを想定している。これら面談にかかるアレンジに加え、面談結果のサマリーを作成し、後述する 6. (5) アクションプランに適切に反映する。招へいについては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017 年 6 月版）」に基づき JICA と協議のうえ行うこととする。

（5）アクションプランの作成

(1) から (4) を踏まえ、プロジェクトボンド、ABS をフィリピンにおいて普及させ、債券市場を育成するためのアクションプラン案を作成する。その際、現状で課題と認識されている格付制度についても改善案を含めること。

（6）ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、先方実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

（7）ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する機構及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。

（8）セミナー／ワークショップ、広報等

フィリピン政府関連組織のみならず金融セクターに関わるあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう努める。その際、規制・監督機関に対しては格付監督制度部分の、民間銀行も含めた広いステークホルダーにはプロジェクトボンド、ABS の知見共有をそれぞれ一度ずつ個別に行う（30 名程度を想定）。また、ドラフト・ファイナルレポート作成後に広く関係機関を招いた最終報告会（100 名規模を想定）を一度行う。

7. 成果品等

（1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 2 週間以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）

2) プログレスレポート

記載事項：フィリピン債券市場育成を巡る現状の分析結果

提出時期：調査開始 2 ヶ月後を目処

部 数：英文 10 部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：調査開始 4 ヶ月後を目処

部 数：英文 10 部（簡易製本）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：英文 20 部（製本）、要約編和文 5 部（製本）、CD-R 3 部

（2）その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①ファイナルレポートの概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- a. 業務フローチャート
- b. 業務人月表
- c. 研修員受入れ実績
- d. 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- e. 合同調整委員会議事録等
- f. その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年9月中旬より業務を開始し、2017年11月上旬を目途にプログレスレポートを提出する。2018年1月中旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年2月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約10M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／金融（1号）
- 2) 信用格付
- 3) プロジェクトファイナンス
- 4) 債券市場
- 5) 金融規制監督

3. 相手国の便宜供与

執務スペース、ワークショップ開催のためのスペース等の便宜供与は無いため、必要に応じて会議室借上費等を活用してコンサルタントが手配する。

4. 公開／貸与資料及び閲覧資料

①公開資料

SEC Capital Market Development Plan

<http://www.sec.gov.ph/about/plans-and-programs/capital-market-development-plan/>

ADB Encouraging Investment through Capital Market Reforms Program

<https://www.adb.org/sites/default/files/project-document/176172/48427-001-rrp.pdf>

②貸与資料

本業務に関する以下の資料を東南アジア大洋州部（大森（03-5226-9067））にて貸与します。

信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査

フィリピン国包括的PPP能力強化プロジェクト

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があれば「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2016年7月版）」に基づき、プロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

業務遂行上必要な現地再委託があればプロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ること。

（2）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

